

◎新潟県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

上越都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 上越都市計画市街化区域

ア 追加する部分

上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部

イ 削除する部分

上越市大字土橋の一部、大字石沢の一部

(2) 上越都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

上越市大字土橋の一部、大字石沢の一部

イ 削除する部分

上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和3年1月5日

至 令和3年1月19日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課計画係

ウ 上越市浦川原区釜淵5番地（〒942-0393）

上越市浦川原区総合事務所建設グループ

エ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

オ 上越市板倉区針722番地1（〒944-0192）

上越市板倉区総合事務所建設グループ

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号を（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても）記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和3年1月19日（火）（必着のこと。）